

熊谷市ラグビーフットボール協会会則

第1章 総 則

第1条 一般社団法人熊谷市ラグビーフットボール協会（以下「本会」という）の定款にもとづき、以下の会則を定める。

第2章 登 録

第2条 登録は、市内所在の単位ラグビーフットボールチームが、公財）日本ラグビーフットボール協会に登録し、市協会に会費を納入し登録とする。ただし、市民ボランティア団体は次項の会費を収めて登録とする。

2. 会費については年額1万円とする。

第3章 役 員

第3条 本会に次の役員を置く。
会長 1名、副会長 若干名、理事長 1名、副理事長 1名、事務局長 1名、理事3名以上15名以内、監事 2名以内

第4条 役員を選出は次のとおりとする。
① 会長及び理事長は、理事会で選定する。
② 副会長は、理事の中から会長が推薦し、理事会で選定する。
③ 理事及び監事は、総会の議決によって選任する。
④ 事務局長は、理事の中から理事長が推薦し、理事会で承認する。

2. 本会の役員その他、名誉会長、名誉顧問、顧問、参与を置くことができる。
① 名誉会長、名誉顧問は会長が理事会に諮ってこれを委嘱する。
② 顧問、参与は、会長が委嘱する。

第5条 ① 名誉会長、名誉顧問、顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。
② 参与は、理事会の諮問に応じ意見を述べることができる。
③ 名誉会長、名誉顧問、顧問、参与の任期は、本会の定款第24条第1項の規定を準用する。

第4章 専門委員会

第6条 本会の目的遂行のために理事会の議を経て、各種専門委員会を置くことができる。
2. 専門委員会の運営については、理事長が別に定める。

第5章 細 則

第7条 本会則の施行に必要な細則は、会長が別に定める。

細 則

慶弔規定

1. 本会の役員が死去した場合に弔意を表す。
2. 前項に定める弔意の内容は次のとおりとする。
①花輪1基・香典
3. その他の慶弔については、会長一任とする。

付則 本会則は、平成28年6月4日より施行する。

付則 本会則は、平成29年5月8日一部改正